

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染者数がようやく減少傾向となり、全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」も先般全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて、引き続き医療提供体制等の強化に取り組むとともに、宣言解除後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 感染症拡大防止等について

- (1) 全国的に不足しているマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (2) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。

2. 医療体制の充実・強化について

- (1) 検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
また、抗体検査が保険適用で、早期にすべての医療機関で実施できるようにすること。
- (2) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
- (3) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。

3. 経済的支援対策等について

- (1) 持続化給付金の対象拡大及び明確化と早期支給、また、事務処理の一元化と申請後の問い合わせ窓口の設置など国民に寄り添った運営をすること。
- (2) 雇用調整助成金については、個人申請や個人支給の早期実現化を求めるとともに、これら助成金、給付金等の手続の簡素化を図り、迅速に交付や給付等をできるようにすること。
- (3) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。
- (4) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (5) 「Go Toキャンペーン」の観光事業を夏休み前から展開できるよう、スピードを上げて実行すること。

4. 地方財源の確保について

- (1) 「地方創生臨時交付金」については、地方自治体が継続して感染拡大防止や地域経済・住民生活の支援、医療・介護体制の整備支援など地域の実情に応じてきめ細かな取組ができるよう、飛躍的増額を行うこと。
- (2) 地方交付税の確保・充実について
地方交付税は、地方の固有財源であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

岐阜県飛騨市議会

【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 法務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
環境大臣